

令和7年度第2回

新宿区子ども・子育て会議

令和7年11月12日(水)

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

令和7年度 第2回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	令和7年11月12日（水）午後6時00分から午後8時00分まで
開催場所	新宿区役所本庁舎6階 第二委員会室
出席者 （名簿順）	高橋貴志委員、小原敏郎委員、宮崎豊委員、藤野いづみ委員、内田優委員、宇山容子委員、藤井甚委員、中島美香委員（千葉伸也委員代理）、湯川徹委員、上村清香委員、小林良一委員、岡本由佳委員
欠席者	千葉伸也委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	1 開 会 2 議 題 (1) 新宿区乳児等通園支援事業の実施及び認可予定施設に係る報告及び意見について (2) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について 3 報 告 (1) 事業所内保育所の閉園について (2) 東京都認証保育所の閉園について 4 その他 5 閉 会

1 開会

2 議題

（1）新宿区乳児等通園支援事業の実施及び認可予定施設に係る報告及び意見について

事務局 資料1に基づき説明

委員A この利用頻度が、週1日以上となっているんですけど、例えば週5日希望されても利用可能なんでしょうか。

事務局 事業者さんのほうで受入日を設定していただく関係で、例えば、とある事業者さんが週2日と週3日の枠を設けられたならば、それに応じて応募していただく形になり、当然、利用を希望する方が多ければ抽せん等になりますので、基本的には、1人の方が当初から5日間利用するといった形になることは想定しておりません。

委員B 子ども1人当たり月10時間というのは決まっていますよね。それは国の基準どおり月10時間実施して、それを踏まえて週1回以上ということは、週4回通うとすると大体1週間3時間から2時間というふうな枠組みという理解でいいのですか。また、こども家庭庁で書かれているような定期利用や柔軟利用なのか、実施方法は一般型なのか余裕活用型なのか、教えていただきたいです。

事務局 国のこども誰でも通園制度の建てつけにつきましては、月10時間までと示されているのですが、例えばこれを2階建ての1階部分としまして、今回東京都が補助事業を設けてくる予定でございます、そちらは東京都の上乗せ事業という形で、時間にすると160時間分までと大幅に増えます。この160時間というのは、例えば1日8時間あって、それが週5日で40時間です。それを4週にしますとほぼ1か月で、1か月160時間ということなんですけれども、この160時間を一人が1か所で使い切るということになりますと、全部の枠にその人が入ることになってしまいますので、区としては、事業者さんに、定員設定で良い形をご検討いただきたいと思いますし、なるべく多くの方に使っていただきたいと思います。ですので、東京都の160時間という数字が皆さん必ずご希望の園で使い切れるというような形では、新宿区としては考えておりません。

それから、実施方式ですが、余裕活用型と言われる通常保育の定員の空きを利用した実施はしない予定です。年度当初に定員に空きがありましても、年度途中で定員に達してしまった場合は、この乳児等通園支援事業の利用者はそこまで利用を終了していただかないといけなくなってしまいます。これですと安心してご利用いただけないと考えまして、区ではこの事業のための利用定員を各園で設けていただいて、基本的にはそこで1年間ご利用いただくということで考えています。

委員C 実施園として、保育園と幼稚園と両方書いてあるんですけども、保育園と幼稚園というのは役目がそれぞれ違うのかなと思っていますけれども、これは親のほうで、私は保育園のほうを利用したい、幼稚園のほうを利用したい、といったふうに、自分で選べるということですか。

事務局 保育園、子ども園とそれから幼稚園につきましては、趣旨ですとか目的が異なる施設ということで、運営してきていただいている状況です。誰でも通園制度につきましては、国は両者とも実施することができる場所としておりまして、保護者さんの選択というか、ご希望いかんというような形になります。

委員C 幼稚園でも0歳や、1歳など、3歳未満の子を預かるようになっていきますけど、大丈夫なんですか。

事務局 受け入れていただくことはもちろん可能なんですけれども、そこは各幼稚園のご判断にお任せしているところです。

事務局 来年度から乳児等通園支援事業を開始する幼稚園については、現状では東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」というものの中で未就園児預かり事業を実施している

ところになります。現在もう既に実施しているところは預かりの実績がありますので、実施は可能と考えています。

会長 簡単に、預かり保育ってこういうものだよとお答えいただくと、今のご質問に合うかと思えます。

事務局 未就園児預かりは、未就園児に対して多様な他者と関わるための機会を創出するというところで、東京都が保育園や幼稚園に通っていないお子様を保育園や幼稚園でお預かりして、施設の中で育っていくことを目的にした事業で、現在私立幼稚園で実施しています。

事務局 1点だけ補足で、今は東京都が単独事業として、多様な他者との関わりの機会の創出事業をやっている状況です。しかし、令和8年度からは、これがこども誰でも通園制度の上乗せ事業になることで、2階部分のプラス150時間分が東京都の事業になり、1階部分が国の乳児等通園支援事業として、10時間分までの事業になる予定で、併せて最大160時間となります。

委員D 令和8年度はこの保育園、幼稚園以外は実施をしないという認識でよろしいのかということと、令和9年度以降はそれを増やす予定があるのかお聞きかせたいです。

事務局 令和8年度につきましては、こちらの一覧に記載した事業者で実施をしていただきたいと考えております。また9年度以降につきましては、どれぐらいニーズがあるかとか、利用者の方からどういった評価をいただけるかといったところを踏まえまして、必ずしも令和8年度と同じ形で実施するのではないと想定しています。

委員D 当初、全園が始めなければいけないのかという印象もあったかと思うんですが、そういう認識ではなくて、補助を受ける前提の上で、やれるところがやっていく、という認識でよろしいですか。

事務局 ご認識のとおりです。

委員D 利用する場合については、保護者の方からすると、どういう流れで利用申請という形になるのでしょうか。

事務局 利用までの流れにつきましては、まず利用者さんのほうで、区に対して利用者認定申請を行っていただき、区のほうで実際にその方が未就園かどうか確認をさせていただくなど認定を行った上で、利用者さんに実施園に利用申請を行っていただく流れとなります。詳細につきましては検討中です。

なお、先ほどのご質問の中で、やりたい園は手を挙げれば、といった部分につきましては、今回のように認可基準に合致したところ、それから区としても想定しているニーズに供給と

して合うかといったところを見させていただいて、事業者の決定をしていく形になります。

委員 E 申請があって認可をするという形だと思うんですけども、そもそもどれぐらいの申請があったのかとか、どのような基準でこれが選定されたかということが、今の御説明では不明瞭かなと思っていて、そのことがない限り意見も何も言えないというのが正直なところなんです。差し支えないところで、これが区としてはどのような基準で認可をしていこうとするのか、そもそも何園ぐらいの申請があったのか、あるいは申請があったものは全部通したのかということ、ご説明いただきたいです。

事務局 まず私立保育園・子ども園につきましては、区のホームページ上で公募を行いまして、10月初旬から下旬にかけて募集を行いました。事業者数につきましては5事業者、6園から申請をいただきました。

事業者の選定ですけれども、区のほうで10月末に選定委員会を開催いたしまして、視点としては、ハード面、例えば避難経路等は適切に確保されているかですとか、あるいは保育士の配置は基準に照らして適切かどうか、運営や事業に向けた理念といったところは評価できるものであるかどうか、などを基準項目に審査をさせていただいています。

委員 F 利用者の申込みとかの詳細は検討中ということだったんですけども、お母さん方でも、この認定を受けた後の申請で急な申込みというのは可能なのでしょうか。介護等で病院に誰かを連れていくというときに、子どもは病室に入れなとかがあるので、預けたいと思っても預けられないことが多くて、結局そういう施設があっても使えないという現状があるんですね。なので、定員数に対して、そのうちの何時間とか、何名分かは、急な要望に対しても対応できるとか、そういう枠もあるのかという質問です。

事務局 こちらにつきましては、継続的に保育園や幼稚園に通っていただくことで、お子さんの育ちですとか、また保護者さんに地域資源とつながっていただくですとか、ほかの保護者さんにつながっていただく、そういったところを主眼に置きました。基本的には1年間通っていただき、最初の募集は前年度末から行い、来年度の利用者を決めていくといった事業です。急病や急な用事につきましては、一時保育という別の事業がございまして、区としてはそちらのご利用を案内する形になります。

委員 G 利用される保護者の方向けの周知というのはどのように行われていくのかをお聞きできればと思います。

事務局 直近のところでは、11月25日号の「広報新宿」で、来年度から新宿区として事業を実施する旨、また実施場所は記載のとおりですといった形でご案内させていただく予定です。

またその中で二次元コードなどを記載して、区のホームページに飛んでいただき、利用の流れについてもきちんと情報を整えて参照していただこうと考えています。現時点ではまだ決まっていないことも多々ありますが、随時アップしていきたいと考えています。

委員 G 今のお伺いした意図としては、こちらの制度の趣旨って、孤独や孤立を解消していくというところがあると思うんですけども、実際育児中で追い詰められた孤独・孤立な状態の方って、「広報新宿」を隅々まで自分でチェックしようということが難しい可能性もあると思っています。私の思いつきですけども、一、二か月ぐらいで保健師の方が自宅に来てくださる機会があった気がしていて、そういうある意味どなたでも、受動的に情報を受け取れるような形での周知を模索していただけると、保護者目線ですごくありがたいと思いました。

あと、お子さんの安全面についての質問で、今回の参加されている保育園さんとか、子ども園さん、幼稚園さんに対して、年に1度、監査というのはあると思うんですけども、そこにプラスアルファで何か安全面のチェックみたいな場があるのかということをお聞きしたいなと思っています。私の子どもは週5で保育園に通っているんですけども、以前、保育士の方々に、週1回ぐらいしか来られないお子さんのことって、保育士さんたちもなかなかふだんの様子とかも分からなかったりして、例えば誤飲等の事故のリスクは多少高まるのかなと想像していて、区として対応や考えていることがあったらお聞きしたいです。

事務局 今回の事業が、お子さんがどこの園にも通っていらっしやらない方が対象というところから申し上げますと、保護者さんに対して今後ともSNS等も積極的に活用して、プッシュ型のお知らせをしてまいりたいと思います。それから、生まれたばかりの赤ちゃんとかがいらっしゃる御家庭への訪問のお話なんですけれども、すすく赤ちゃん訪問や、産後ケア事業などを健康部のほうで実施していますので、そういった活用につなげていくというところが、区全体の取組の一つということで御紹介させていただきました。

事務局 保育指導課では指導検査を毎年各園実施しておりまして、大きく3つのジャンルでチェックしているところです。

保育の面と運営の面と会計の面で、今回のケースですと保育の面というところで、例えば先ほど誤飲・誤食とかの話がありましたので、アレルギー児のお子さんの、給食を作る場所から保育室に運んで、通常の保育食との色の違いなどを確認させていただいたり、当然職員の配置も確認させていただいています。

誰でも通園制度を実施する私立保育園が6園ありますけれども、特徴としましては専用室

型の一時保育事業を各園実施いただいております。一時保育ですと、日によってお子さんが違う中で、そのお子さんの特性を見極めるなど、類似の事業を既にやっている事業者からご応募いただき、実績も含めて評価をした上で選定させていただいております。また、毎年指導検査の中でも、区のほうで確認をさせていただいて、必要な助言であったり、場合によっては指導を行ったりして、適切な保育運営をしていただけるように努めていきたいと考えております。

事務局 保育園と同様に、私立幼稚園でも日頃の教育活動については、我々のほうでも指導監督を行い、適切な保育をしていただけるように取り組んでいます。

委員H 区立の幼稚園がどうして入っていないのか、そもそもやろうと思ってなかったのか、教えてください。

事務局 区立幼稚園での乳児等通園支援事業の実施についてですが、新宿区の区立幼稚園では、現在、未就園児の会というものを実施しておりまして、保護者の方と、まだ入園されていない0歳から2歳にかけてのお子様を、幼稚園教諭と保護者の方、またそのお子様が一緒に相談したり、一緒に活動したりするという取組をしています。乳児等通園支援事業自体が、保護者とお子さんが離れた中での生活をしていくところでの育ちを狙った事業になるんですけども、教育委員会とも協議を重ね、区立幼稚園は、子育て支援における地域の中の相談機能といったところを大切に考えまして、そういった機能を区立幼稚園で実施するために、今回は乳児等通園支援事業は実施をしないという判断となりました。

委員H 未就園児の会は私立の幼稚園は多分どこもやっていて、やらないと立ち行かないんじゃないかなと思っていて。区立の幼稚園の先生とお話しする機会があって、未就園児の会に来るのは0歳で、0歳のお子さんは育休が明けたら来なくなってしまう。もちろん区立幼稚園の役割として相談できるということもありますが、そのまま区立の幼稚園に入ってもらおうというもう一つの隠れた狙いは全然達成されないといった話を聞いたりすると、私立が受け入れられない部分も区立の幼稚園は受け入れてくださったりとか、いろんな意味で本当に地域には絶対になくてはならないと思うので、定員に満たないという話を聞くと、すごく応援したくなる気持ちが盛りだくさんなんです。

事務局 地域の皆様から、幼稚園については大切に思っていると、私どものほうにご意見など届けていただいているところです。こちらの乳児等通園支援事業の実施とは別に、区立幼稚園の今後の展開については教育委員会としても考えていかねばならない課題として認識しています。

委員 I 今年度の募集では、いろんな事業を何もやっていない公立幼稚園は大変厳しい状況にありまして、さらに0歳から2歳も受け入れていないというところでは、本当に先生たちは頑張っていますけれども、今後の見通しが無い中でどうやっていくんだろうと不安に思っている職員もたくさんいるので、そういった声をいただいているということは、伝えていきたいです。公立幼稚園は、地域の中で活躍できるこの事業には加わらないかもしれないんですけども、何か力になれるように私も努めていきたいな、と思いました。

私のいる園の看護師にこの事業をどう考えるかと聞いたところ、こども誰でも通園制度では医療的ケア児も受け入れるとなっておりますけれども、新宿区では今のところ、受け入れているところがないかなと思います。医療的ケア児の御両親は、すごく孤独感や疲労感を持っているので、外に出ていくことが難しいとか、訪問サービスなどを利用しても、保護者自身がお子さんと離れて食事をとったりすることが難しいと聞きました。今後、どこかの園とかで限定してでも、受け入れていくという方向があるといいと思いましたので、その辺について伺いたいなと思います。

受け入れる側の園として、申請の方法などはまだ決まっていないところなんですけど、今も一時保育をしていく中で、保護者さんと面接をしたり、健康面だったり、お子さんの性格だったり、アレルギーのことだったり、とても丁寧に受け入れていっていますので、こういった実績を生かしてやってもらえたらうれしいです。

今度新しくやっていく中で、一時保育とはまた別なので、システムってどうなっていくのかなと思っています。私立も公立もあるので、同じシステムが使えるとは思っていないんですけど、そういう制度的なことはどうなっていくのかなと思います。それから補助金があると思うので、安全面とか保育の質とかを考えたときにも、人的な配置はどうなっていくのかなと、気になっています。

事務局 医療的ケア児の受入れ等につきましては国のQ & Aの中で、自治体としては想定すべしというトーンで言っていますけれども、新宿区においても認可事務の取扱要綱の中では、配慮が必要なお子さんを受け入れる場合においては、当該児童の特性に応じた適正な配慮を行うなど、必要な措置を講ずることという謳い方をさせていただいています。

しかしながら、医療的ケア児の受入れについては命に関わることで、親御さんのご理解等も得ながら対応していかなければならない機微な課題ですので、実際のところは、やはり区、または園のほうにもご相談いただくなど、利用者側と区・施設側とで丁寧な協議が必要だと考えておりますので、やはり個別に対応させていただくべき内容と捉えています。

それから、システムについて、こども家庭庁のほうで、利用者向けですとか、事業者ないし園向け、行政向けにシステムを構築しまして開放される予定です。今のところ、デモ環境が与えられていまして、システムの動作を確認しながら、新宿区で今現在デザインしている事業の流れと照らして、どこの部分に課題があり、どこが使えるのか、総合的な検証をさせていただいています。この部分についても、区としては適切にご案内していくことが今後必要になってくると思います。

事務局 医療的ケア児の通常保育の対応について、今現在新宿区では、区立を中心にして、医療的ケア児の受入れをする体制を組んでおります。ただ、実際にまだ申込みはありませんので実績はございません。看護師さん等も何人が確保しまして体制は整えている状況です。

事務局 区立幼稚園では、昨年医療的ケア児を受け入れた実績はございます。

事務局 私立保育園では実際には在園児の中で、後から疾病等によって医療的ケア児の状況に陥った方がいらっしゃいました。その後、医師との相談等によって、医療的ケアの必要はないという判断になった方もいらっしゃったので、結果的に今現在は誰もいらっしゃらないこととなります。

委員 J 私立幼稚園も区立幼稚園も子ども園も保育園も、様々な立場でこのこども誰でも通園制度という石が投げられたので、そこをこども誰でも通園制度だからこの子どもはこっち、一時保育だからこっちとかという区分けを区の方たちの対応でされないで、もっと区のほうがこの話は一時保育のここを利用したらいいですよ、これはこども誰でも通園制度のここを利用したらいいですよ、幼稚園ではこういうことをやっていますよというのが分かりやすくなってほしいなと思います。

実際、私のいる園でも未就園児預かり保育を実施していて、1歳半から2歳児の子どもたちが親から離れて幼稚園の施設で遊ぶということを経験して、喜んで3歳、4歳というふう成長していっていますので、私立幼稚園の中でも安全に1歳、2歳の子たちが過ごせる環境を各幼稚園がつくってきています。

質問として、新宿区では満3歳までこども誰でも通園制度に通ってきていいですよって言っていますけれど、満3歳になると、じゃ、こっこの幼稚園に行きますとかということが、私立幼稚園の中では起こることがあります。ましてや1年間のお約束ですよと言われていても、ちょうどこの時期が私立幼稚園の入園の時期なので、この時期に、やっぱりやめますとかそういうことが起こってくるので、各幼稚園によって、1年間の約束だけれども、この時期に一度切ることができるのかお伺いしたいです。

また、0歳や1歳児を幼稚園で預かって大丈夫なのかというご質問もありましたけれども、私立幼稚園がこども誰でも通園制度を始めるに当たって、膨大な量の資料を作って提出してくださいと言われていました。こども誰でも通園制度のためだけに資料を作らなければいけなくて、未就園児の預かり保育での資料が全て駄目になってしまっているのもう少し簡略化というか、分かりやすくしていただいて、速やかに移行できるような体制を取っていただけたらと思います。

そして、新たな事業を始めたら教諭が足りないのではないかというご意見があって、まさに私立幼稚園も教諭不足に悩んでいます。教諭がいなくて、新たに満3歳を始められない幼稚園もありますし、一時預かりにも手が出せないという幼稚園もありますし、時間を延ばせないという幼稚園もあります。その対応について私たちも苦戦しているので、区のほうで私立幼稚園の教諭確保についても考えていただけたらなと思っています。

事務局 まず子ども施策の充実とか複雑化・多様化に伴いまして、全体のたたずまいが分かりにくくなっているんじゃないかといったご指摘です。区としてもアナウンスを分かりやすく区民の方々にお伝えしていかなければならないというところは、努めてまいりたいと思っております。

それから利用歳児のところなんですけれども、本日の資料の別紙の項番2の対象者のところに記載をさせていただいておりますが、保育所等に通っていない0歳6か月から年度末年齢満3歳までのお子さんとさせていただいております。こちら国は0・1・2歳と言っているところ、区では2歳のお子さんが、例えば誕生日が早い方ですと5月とか6月とかに3歳になってしまっても、その年度末までご利用いただくというものになります。保護者の方が、幼稚園に入園を考えていますというような理由で、随時利用をやめられるということにつきましては、これは保護者様の選択ということで捉えております。

それから、認可に当たりまして、各施設からお出しいただく書類が、膨大じゃないかというところなんです。やはり区としては、新しい制度の実施に伴いまして、どうしても認可の手続をさせていただかなければなりません。そうした中で、事業の安全性であるといったところも踏まえまして、書類につきましては、ご提出をお願いしたいと思っています。これは事業者さんの側もお守りすることになるものと考えています。ちなみに、私立幼稚園さんにお出しいただく書類につきましては、区としても分量は現状かなり配慮させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

事務局 幼稚園教諭の人材不足といったお話がございました。こちらの人材不足は広く課題と

なっていることを認識しています。区としましては、幼稚園教諭についても、この間、私立幼稚園さんから御要望いただいている宿舍借り上げなど、国や都に対して補助対象とするような拡充を強く要望していくという対応をさせていただいています。

委員 B こども家庭庁などは1時間当たり300円程度を利用者から取っていいと言っているのを無料ということだし、余裕活用型ではなくて一般型というのは専用室があったりということで、新宿区の売りじゃないですけど、やっぱりこういうところを育てたいんだということ、説明していただくと、より分かりやすいかなと思います。

新しい制度なので、さらなる意見が今後この場で言えるのかということところです。制度改革しなきゃいけない部分もあると思うので、この会議が継続して意見を言える場になってほしいなと思います。

会長 この会議は決定機関ではないので意見を出すだけですが、意見を言う機会が今後想定されるのかどうかというのは分かるでしょうか。

事務局 ニーズ量はどうだったのかとか、利用者さんの声・評価といったものは、手法を検討して集めてまいらないといけないと考えております。そういったデータを収集して、今後の展開について適宜、こういった会議に御報告させていただく必要があると思っておりますし、このこども誰でも通園制度に限らず、保育施策全般について、適宜、議題等を設けてご意見をいただくことが、本会の趣旨かと思しますので、こども誰でも通園制度に関しましては仲間入りをさせていただくといった認識です。

会長 恐らくこれから、マイナーチェンジを繰り返しながら改善に努めていく流れになると思うので、今日の意見をぜひ生かしていただければなと思います。

(2) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

事務局 資料2に基づき、説明。

会長 新制度移行というのはどういう意味なのかというのを簡単に説明していただくと、委員の方々が分かりやすいかなと思います。

事務局 この間、私立幼稚園の運営については、私学助成、国の新制度にのらず、従来の幼稚園としての運用の手法があったんですけども、新たに子ども・子育て支援新制度が実施されたことによって、幼稚園のほうで運用について選択をすることができます。基本的にはこの新制度に移行していただくようお願いをしているところではあるんですけども、各園で、新制度に移行するかどうかをご判断いただいています。区内ですけれども、新制度に移行し

ている園が現在4園ございまして、この後、下落合みどり幼稚園が入りますと全部で5園となる予定です。

事務局 補足です。支援新制度に移行すると一番大きく変わるのが、受入れの応諾義務が幼稚園にも生じるというところが利用者の方にとっては大きなところかなと考えています。

委員H 受入れの応諾義務が生じるというところなんですけど、どんな子でも受け入れなくちゃいけないから新制度にしないという園もあって。応諾義務というところを詳しくお聞かせいただきたいです。

事務局 基本的には定員の範囲の中であれば、その園に入園をしたいといったお子さんについては基本的には受け入れをお願いするというのが応諾義務になります。

委員K 幼稚園がこの新制度に移行するメリットって何なんですか。

事務局 移行するメリットとして一番大きいところが、まずは国が算定する公定価格などに応じた様々な給付を受けられることになりますので、園の運営が安定して行えることです。ただ一方で、いわゆるお受験するような幼稚園などは、逆に応諾義務があることによって、希望者が多い場合どうするのかといった課題なども出てきますので、それぞれの園で各自経営判断していただいているものと認識しています。

委員F 応諾義務が発生というところで、先ほどの医療的ケア児が、もし入園希望を出した場合は応諾し、区とかが医療的ケアに必要な看護師さんだったり、ケアというのを一緒につくっていただけるようになっているのかというのと、あとは平成27年度以降の新しくできた新設の幼稚園というのは、全てこの支援新制度の下になっているんでしょうか。

事務局 医療的ケア児について、基本は応諾義務はあるんですけども、そちらは各園のほうで受け入れができる範囲についてご相談をさせていただいて、そこでご判断させていただくというところです。

また新設園についてですが、新宿区では平成27年度以降の新設の幼稚園という実績はないんですけども、新設するにしても、この新制度により設立するかどうかというのは園の判断によるところです。

3 報告

(1) 事業所内保育所の閉園について

事務局 資料3に基づき、説明。

会長 事業所内保育って何ぞやということをお話しいただくと、委員の方が助かるかなと思

います。

事務局 事業所内保育所は区が認可する地域型保育事業と呼ばれるものです。会社等の事業所に設置した保育施設で従業員の子どものほか、地域の子どもに対し保育を行う事業です。

事務局 説明の中で、連携園というワードが出てきました。事業所内保育所等の地域型保育事業は、原則としては0歳から2歳児の保育をする類型となっています。低年齢の歳児で、卒園したら最初からまた保活をやるということは厳しいものがあるので、近隣の園と連携をして、この卒園した方を受け入れてねとお約束をしている園を用意しています。それが先ほど申し上げた連携園というものです。1歳からは、連携園が既に用意されていることとなりますので、そちらに入っていただくということです。

委員H 当該園について、随分前から従業員枠の子はいなくて、1人、2人みたいな感じだった記憶があって、ほかの保育園と全然変わらない印象だったんですけども。これが0人になった時点で閉園ということになるのか、それは0人になってもやると思えば、そこは保育園の経営に任されているというところなんですか。

事務局 従業員枠は0人であっても事業者が実施していただけるのであれば続けることは可能です。ただし、理由が経営圧迫ということになっていて、入ってこないために公定価格等の補助が入ってきませんので、運営に支障を来してしまっているのが現状です。

委員G こちらの園の地域枠は、1歳、2歳はもう定員も充足してお子さんがいらっしゃるかと思うんですけども、これだけを見ていると、逆に地域からの需要は一定あったとも言えるのかなと思ひまして、この従業員枠を地域枠に切り替えた形での経営の継続の可能性というのはなかったのか。一方で、これはあくまで事業所内保育所として認可をされているから、そういうことは難しいというものなのか、気になりました。

事務局 事業者からは、定員枠の変更の相談はもちろん受けております。ただし、ここは当初から、事業所内保育所という性質上、従業員枠というのを設置しておりまして、その部分を0にするという考えは持っておりませんでした。その一方で、地域枠に関しましては、区の方針に基づいて一度相談はさせていただいております。また、地域枠をぎりぎりまで減らすというような相談もこちらから提案もさせていただきましたけれども、従業員枠が埋まらなかったために累積赤字みたいな形になってしまって、なかなか対応ができないというところまで来たので、閉園するという判断を下されたということです。

委員B これから少子化の時代、閉園も多くなるのかなというところで、閉園の妥当性ってどういう妥当性なのか、可視化できるようなものなのか。そのところで、どういう基準なのか

をもう少し詳しく知らせていただけるといいのかなというのが一点。

閉園時期が令和9年ということで、一定程度今いるお子さんに配慮があるのかなとは思いますが、今の時期で令和8年3月31日に閉園するという場合もあるのか、いや閉園の妥当性というところで、今いるお子さんのことを考えて、2年とか3年の猶予を持つのかなど、今後も閉園はあると思うので、今いるお子さんのことを大切にしてもらいたいと考え、いきなりその年の3月に閉園は乱暴かなと思ったので質問です。

事務局 区としては、まず相談を受けた際に閉園する理由等を確認させていただいています。今回の場合には、保育園の運営が事業所本体に影響することを確認しまして、それらの資料も確認させていただいています。そういった累積の状況とかを鑑みまして、判断しました。

それから、閉園の時期については、在籍しているお子さんがいらっしゃるにもかかわらず、来年の3月31日をもって閉園とされますと、在園児の行き先、処遇について、対応ができません。ここは認可事業ですから区としても対応していかねばならない。どの園でも、閉園するのであれば、今いるお子さんを卒園するまで見ていただきたいというのが本当の希望です。ですが、今回の場合そこまでやると、保育園以外の部分にも影響が起こってしまうということがありましたので、やむなく令和8年度末で閉園ということを決めました。

この件に関しましては区の認可事業なので、在園児の処遇に関しては配慮する必要があるということで、例えば、0歳児のお子さんは、1年後の閉園時には連携園に行けないということになり、近隣の中落合第二保育園で何とか対応することができたということになります。実際に近隣の保育園等の状況も鑑みて、どうしても受け入れられないこともありますので、閉園する時期については、相談させていただくという対応をしております。

(2) 東京都認証保育所の閉園について

事務局 資料4に基づき、説明。

委員D 充足率に関しては40の33ということで、認可で言ったらそんなに悪くないかなという印象があるんですけども、認証だとやっぱりもらえる補助が違うのか。あとは、4、5歳児がいないのは特徴的だと思いますが何か理由があるのでしょうか。

事務局 認可保育園と認証保育所との違いでいきますと、定員充足率としては約8割で認可園と比較しても比較的いいほうなんですけれども、やはり幼児、3から5歳児が認可園に入りたいというお子さんが多いと。その動きがここ数年ちょっと顕著に現れていて、先々の園運営、法人運営という視点も考えた中で法人からの御提案をいただきまして、その点も踏ま

えて妥当性があると判断させていただいています。

会長 認証保育所というこの仕組み自体が、待機児童がいっぱいいたときに、認可外の保育所に対して各自治体が大丈夫だよとお墨つきをつけるという形で始まって、今後子どもがどんどん減っていく流れの中で、認証保育所の閉園のスピードがどんどん増していくと思うんですけど、数年先というのをどう捉えているか、教えていただきたいです。

事務局 認証保育所の運営費の補助金につきましては、先ほど公定価格という国基準とありましたが、その基準よりちょっと低い基準の単価ですので、認可保育園を同じ定員で運営するより低いという状況です。そこは都の補助金を区が活用しているところでして、都の仕組みとしては、基本的に認可園と同じような補助の、加算項目というんですけれども、例えば1歳児のお子さんを5対1で、基本は6対1で子どもが6人いましたら1人の職員でなんですけれども、5対1で配置したら、その分加算をしますよと。そういった運営の工夫をいただいている園には補助金を拡充という取組をしていますけれども、お子さんの流れはなかなか止め切れない部分がありますので、新宿区に限らず都内の認証保育所は、傾向としてはなかなか厳しいという判断で閉園という判断をされる園も、引き続きあり得るのかなと推測しているところです。

事務局 そのほかに区としては、認可園への移行についても進めています。今年度4月にも認可化された保育園がございますので、そういったことも踏まえて対応しています。

事務局 先ほど子ども・子育て支援制度移行の件で、移行しない理由が応諾義務だけのようない説明になってしまいましたので、補足です。こちらの新制度に移行すると、給付費等に関する事務など園の負担も増えるといったこともございますので、そういったところも踏まえて園のほうで判断しているということになります。

4 その他

委員G 資料1（乳児等通園支援事業）について、この定員はどうやって決められたのですか。新宿区で毎年出生するお子さんは2,000人前後ということで、それぞれの年代で、どれくらいのお子さんが使うのかみたいな需要予測があったのか、供給側の事情で決まった定員なのか、伺えたらと思います。

事務局 先行して試行的実施という形で実施している近隣他区にも聞きに行ったりですとか、あるいは国の資料等でもほかの自治体での試行的実施の状況が知らされるわけなんですけれども、かなり自治体によって使われる方の想定やニーズの出し方といったところが違って

るという状況です。

新宿区としましては、新宿区で考えている事業の実施スタイルに近いと考えられる自治体の実績を、新宿区の0・1・2歳児の人口に掛けて、ほかの要素もあるんですが、見積った数になります。

私立保育園・子ども園に関しては、事業者募集させていただく中で、区では特別出張所ごとに1所以上開設できるような状況を目指しているといった中で、事業者さんや園さんから御提案いただいた定員数とかを見させていただいて、最終的に積み重ねていったときに、新宿区の考えている供給を事業者さんが賅っていただけるなど、バランス取れているなどといったところで事業者決定して、本日御報告したところです。

委員C 新制度移行というのは、例えばうちはエリートを育てるからやらないよというところももちろんあるでしょうし、逆に新宿区から、こういう制度ができたんだからやらなくちゃ駄目だよということもないんですか。あくまで向こう任せなのかしら。

事務局 国の方向性としては基本的には新制度に移行していただきたいところではあるので、区としては、運営面のお話や事務手続が必要な部分ですとか、そういった様々園のほうでお考えいただかないといけない部分がございますので、折を見ながらお声がけはさせていただいているといった状況です。

委員J 私立幼稚園は他区から入ってくる方もいて、その人数が私立幼稚園の定員の中にも入っていると思うんですけど、そういうことも考えながらの新宿区民200名の予定ですか。

事務局 そのこの部分につきましては含ませていただいて、そういった計算になっております。

委員J 新宿区民が200名ですか。定員が200名ですか。

事務局 保育園・子ども園の部分の他区の利用実績を参考にしたところにつきましては、新宿区民の0・1・2歳児の人口に、他区の参考となる実績を掛けさせていただいたものです。実は、これだけでいきますと200人という数にはなりません、ここに足し算が加わっているのですが、この足し算の部分が、私立幼稚園で現在実施していただいている多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用した未就園児預かり事業の実績です。事業として子ども誰でも通園制度の実施を前提とした上乘せ事業に移行していく部分で、現に私立幼稚園を未就園児預かり事業という形でご利用いただいている層を、区としては把握できていますが、そのこの部分につきましては他区の利用者さんは含まれていないという形になります。

委員H 9月ぐらいに、新聞に保育園の保育士さんが不適切保育をしたというのがあって、それが一時保育の保育士さんだったという話を聞いて、一時保育だったから保育園では知らな

いみたいな感じで切り離していたんじゃないのみたいな話があって、私はそれはないなとは思ってはいたんですけど、このこども誰でも通園制度が区の制度にしっかりとって、みんなが気持ちよくできるといいなと願っています。

事務局 保育の指導検査をさせていただいております、一時保育であっても、通常の保育であっても、お子さんは預かりするという点は全く一緒ですので、起きたことは大変申し訳ないんですけども、その中で保育士さんとしては、今、来ていただいているお子さんをどう育て上げるかという使命感を持ってやっていただいております。区としても、こういったフォローができるかというのを考えながら、園と連携しながら一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

5 閉会